

## 大分市子育てファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、大分市子育てファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務局)

第2条 センターは、事務局を大分市金池南一丁目5番1号に置く。

2 センターの事務局の開所時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 センターの事務局は、次に掲げる日は開所しない。

(1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(2) 12月28日から翌年の1月3日までの日

(センターの目的)

第3条 センターは、育児の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）と当該援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を援助会員及び依頼会員（以下「会員」という。）として登録し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、子育てをする者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって子育てする者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録等
- (2) 援助活動の調整
- (3) 会員に対する講習会及び会員相互の交流会の開催
- (4) 事業を円滑に進めるための連絡調整会議等の開催
- (5) 定期的な広報誌の発行
- (6) その他センターの目的の達成に必要な業務

(会員の要件)

第5条 援助会員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 大分市内に居住する者であること。
- (2) 健康で積極的に活動できる満20歳以上の者であること。
- (3) センターが指定する講習会を受講し、センターの趣旨を理解した者であること。

2 依頼会員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 大分市内に居住する者又は大分市内の事業所等に勤務する者であること。
- (2) 生後3月以上の乳幼児、小学生又は市長が特に必要と認める児童(以下「子ども」という。)を現に育児している者であること。
- (3) センターによる事業説明を受け、センターの趣旨を理解した者であること。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書(様式第1号)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前条第1項及び第2項の要件をいずれも満たす者は、援助会員及び依頼会員として併せて登録することができる。
- 3 センターは、第1項の承認をしたときは、会員として登録するとともに当該会員に対し、大分市子育てファミリー・サポート・センター会員証(様式第2号。以下「会員証」という。)を発行するものとする。
- 4 援助会員の会員証の有効期限は、会員として登録した日から3年経過した日の属する年度の末日までとする。
- 5 前項に規定する有効期限の更新を希望する援助会員は、会員証更新申出書(様式第3号)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、援助会員はセンターが指定する講習を受講しなければならない。
- 6 会員は、第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、会員登録事項変更届(様式第4号)によりセンターに届け出なければならない。
- 7 会員は、会員証を他に貸与し、又は譲渡してはならない。

(保険)

第7条 会員は、援助活動中の事故に備え、また安心して活動を行うことを目的としセンターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険加入に要する保険料は、大分市が負担する。

3 会員は、援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに届け出なければならない。

(会員の責務)

第8条 会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。

(2) 援助活動により知り得た他人の家庭の事情等を漏らさないこと。退会した後も、また、同様とする。

(3) 援助活動を利用しての物品の販売若しくは斡旋又は宗教活動若しくは政治活動を行わないこと。

(4) その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

2 援助会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 援助活動中の子どもの安全確保に努め、子どもに異常を認めたときは、状況に応じた適切な処置を行うこと。

(2) 援助活動中は、会員証を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示すること。

(3) 同時に複数の会員に対して援助活動を行わないこと。

(退会)

第9条 会員は退会しようとするときは、退会届（様式第5号）によりセンターに届け出なければならない。

2 会員が、第5条に規定する要件を満たさなくなったとき、又はこの会則若しくは大分市子育てファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成14年6月1日施行）の規定に違反し、会員として適さないと認められるときは、センターは、当該会員を退会させることができる。

3 会員は、退会したときは、直ちに会員証をセンターに返却しなければならない。

( 所長及びアドバイザー )

第 10 条 センターに所長及びアドバイザーを置く。

2 所長は業務の統括を行う。

3 アドバイザーの職務は、次のとおりとする。

- (1) センターの業務内容の周知及び啓発に関すること。
- (2) 会員の募集及び登録等に関すること。
- (3) サブ・リーダーの育成及び指導に関すること。
- (4) 援助活動の調整に関すること。
- (5) 会員に対する講習会及び会員相互の交流会の開催に関すること。
- (6) 会員間に生じた問題への助言に関すること。
- (7) その他センターの運営に関すること。

( サブ・リーダー )

第 11 条 事業を円滑に運営するため、センターは、複数の援助会員によるグループごとに、その世話役としてサブ・リーダーを依頼することができるものとする。

2 サブ・リーダーは、事業の協力者として、アドバイザーの指示を受けて、援助活動の調整その他事業の実施について必要な業務を行うものとする。

( 援助活動の内容 )

第 12 条 会員が行う援助活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること。
  - (2) 保育施設の保育終了後、子どもを預かること
  - (3) 保育施設への送迎を行うこと。
  - (4) 児童育成クラブ終了後、子どもを預かること。
  - (5) 学校の放課後、子どもを預かること。
  - (6) 冠婚葬祭や学校行事の際、子どもを預かること。
  - (7) 買い物等外出の際、子どもを預かること。
  - (8) その他、会員の育児のために必要な援助であって、センターの趣旨に適合していると認められるもの。
- 2 援助活動は、恒常的又は臨時的なものとする。
- 3 子どもを預かる場合は、援助会員の家庭において行うものとする。た

だし、当事者間で合意がある場合は、この限りではない。

4 援助活動においては、原則として子どもの宿泊は行わないこととする。

(援助活動の実施方法)

第13条 依頼会員は、要綱及びこの会則の規定に基づく育児の援助を必要とするときは、センターに援助活動の申込みを行うものとする。

2 センターは、前項の申込みを受けたときは、援助依頼受付簿（様式第6号）に記入するとともに、援助の内容、日時等を確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる援助会員を依頼会員に紹介するものとする。

3 援助活動は、第1項の規定により申込みをした内容の範囲内において、依頼会員と援助会員の主体的な合意と責任のもとに実施するものとする。

4 前項の合意が整わないときは、依頼会員及び援助会員は、第2項に規定する紹介を断ることができる。

5 援助会員は、援助活動の実施後、援助活動報告書（様式第7号）に活動の記録を記入し依頼会員の確認を受けなければならない。

6 援助会員は、前項の活動記録を1か月に1回センターに報告するものとする。

(報酬)

第14条 依頼会員は、援助会員に対し、援助活動終了後に別に定める基準に従って、報酬及び実費を支払うものとする。

附 則

この会則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年11月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 7 月 20 日から施行する。